

# 令和3年度第2回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日(火)午前9時29分から午前10時46分

2. 開催場所 市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 9人

2番	野津田はるみ	3番	小川康成	4番	竹内茂樹
5番	小森山仁司	6番	瀬尾 毅	7番	岡本 隆
9番	木戸安江	10番	久保時治	11番	小寺 旭

4. 欠席委員 1番 秋山 剛 8番 末宗龍司

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第6号 農地法第5条の規定による届出について

報告第7号 認定電気通信事業者による農地転用届出について

第5 その他

(1) 6月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭

農地係係長 渡邊 貴博

農地係主任 田淵 哲也

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局（池田）】定刻になりましたので、これより令和3年度第2回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は1番 秋山委員、8番 末宗委員です。定数に達しておりますので、令和3年度第2回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりで。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、2番 野津田委員、9番 木戸委員を指名します。よろしくお願いいたします。

---

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について事務局から議案説明及び補足説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第5号を説明）現地確認につきまして担当委員の田原委員から、説明分をお預かりしております。読み上げます。

この案件につきましては、〇〇〇さんより6件分の申請書、説明を受けて現地確認をしました。

この土地は以前広範囲に耕作をしておられた、小堀にお住まいの〇〇 〇〇さんが体調を崩され、作られていた田を振り分けた一部とのことで、〇〇〇さんがこれを引き継ぐことになったものです。

これまでにも、利用権設定で耕作をしておられることから、全く問題はなく、やはり私としては誠にありがたいことと思っております。以上です。

【議長】 ただ今の事務局の説明に、ご意見ご質問はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案5号は、提案どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは議案第5号は提案どおり承認します。

---

【議長】 続いて、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局から議案説明及び補足説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第6号を説明）こちらにつきましては、現地は三原東城線の吉野集会所から神石高原方面へ約1kmの檜原地区で、入口から約400m入った右側の高台でございます。

12月総会にてご審議いただきました、農用地区域から除外が完了したことに伴う転用の申請でございます。建築可能地は当該農地以外所有をしておられず、必要面積を分筆しての申請となっております。

【議長】 ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第6号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありますか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第6号は提案どおり許可妥当の意見とします。

---

【議長】続いて議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から議案説明及び補足説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第7号を説明）担当委員の栗根委員から、現地確認の資料をお預かりしております。

5月4日、譲渡人 ○○ ○○さんの奥さんと娘さんと、以前農業委員でおられた ○○ ○○○さん、譲受人 ○○○○○○○○○さんは遠方なので、現地確認は○○さんとお願ひしますとのことでした。それと瀬尾委員と栗根委員で現地確認を行っていただいております。

場所は府中金丸線を府中から登って行き、左側に門柱のあるところをさらに500m登ったところに位置します。

本山町字神田鼻クリ石693番地1が南側に位置して、694番地1は石垣で2つに分かれているとのこと。農地は石垣が3段になって、一番上の4段目というのは他人の土地なのですが、境界が少しわかりづらかったということです。東側は道路、南側は水路と道路、西側は山林です。ここに土地造成をされるので、現地確認後代理人の方に電話をし、4段目については今回の計画地ではございませんので、迷惑にならないようにしてくださいというお話をしておられるそうです。

石垣が崩れているところがあるとのことですが、すでに業者さんに補修のお願いをして行っていますとのこと。現地確認の結果、特に問題はないと見て帰られたようです。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第7号は提案どおり許可妥当の意見とすることに異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第7号は提案どおり許可妥当の意見とします。

---

【議長】続いて議案第8号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から議案説明及び補足説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第8号を説明）番号1の河南町についての現地確認で資料をお預かりしております。

5月13日に、竹内委員、加納委員、事務局の3名で現地確認をしております。今まで福山市に在住の娘さんが管理されていましたが遠方ということで、墓地じまいをされております。登記上では畑になっているので地目変更するように申請中とのこと。周辺にも墓地があり、これまでも墓地として活用されていたことを確認して参りました。やむを得ないと思われるとのこと。

続いて番号2については栗根委員より資料をお預かりしております。

5月3日、申請者 ○○ ○○さんは欠席で、隣地の○○ ○○さんとその奥さん、

事務局と栗根委員で現地の確認をしております。

鶉飼町字十輪谷は北川鉄工所の北側で、交差点より西側に20m登ったところです。137番地の現況は宅地で、真ん中に浄化槽がございました。その周辺は傾斜地になっており、今は庭として活用、草花を植えておられました。この土地の下側に、〇〇さんの工場兼自宅がございました。自宅の下側に141番地がございまして、草の手入れがしておりますが駐車場として利用されているとのことです。特に十輪院の祭典のときに、駐車場として利用されているとのことでした。144番地につきましては、十輪院へ通ずる道としての利用をされておられました。この土地は、傾斜地に全面コンクリートを用いており農地として復元することはできません。数十年、この形を継続しており、やむを得ないと思われるとのことです。以上でございます。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第8号は提案どおり承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第8号は提案どおり承認とします。

---

【議長】続いて、日程第4 報告事項ですが、受理日を備考欄へ記載しております。内容については割愛しますので、不明事項等ありましたら総会后直接事務局へお問い合わせください。

これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

---

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、6月25日(金)午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】それでは、次回は6月25日(金)午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和3年5月25日

議長(会長)

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人